

「除草機械レンタル事業」スタート



あなたの地域に機械で除草の機会を！！



子供から大人まで、様々な人々が利用する公園は地域の共有財産です。東区では現在、大変ありがたいことに様々な方に愛護会活動等で公園のお世話や除草をしていただいております。



「手取りでの除草が大変！！」

「機械さえあれば私達で除草をしたい！！」

そんな声を受け今回、**除草機械のレンタルをスタートします！！**

除草機械の借り方

- 1 東区役所維持管理課窓口かメールで申請（30日前から受付開始）
- 2 汐井公園の指定場所で機材の受け取り（貸出期間最大1週間）
- 3 レンタル除草終了後、汐井公園の指定場所で返却

貸し出し機材



肩掛け式草刈り機



手押し式草刈り機



ブロワ（送風機）

- ・機械は全て電動式です
- ・貸し出し数は1種類につき1台です
- ・バッテリー、充電器も貸し出します
- ・安全のため、カラーコーンとバーは必ず貸し出します

その他・留意事項

- ・貸し出しを行うことができるのは5名以上の団体に限ります
- ・選択活動を行っている愛護会には貸し出しは出来ません
- ・活動中の事故があったときは福岡市市民活動保険を適用します直ぐに東区役所までご連絡下さい
- ・申請は原則、東区役所維持管理課窓口又はメールで受け付けます貸し出し及び返却は開庁日の9時から16時の間になります。



【お問い合わせ先】

東区維持管理課公園係

TEL : 092-645-1058

FAX : 092-632-8999

Mail : hi-kouen@city.fukuoka.lg.jp

レンタルのやり方



やること

申請書提出

承認書受取

機械
受け取り

機械を使い
除草

機械を返却

30日前
から可能

レンタル開始

最大
7日間

レンタル終了

場所

東区役所 2階 維持管理課窓口
又はメールでの申請

※申請書の受け取りから承認書の
受理には数日かかります。

東区役所 2階 維持管理課窓口

汐井公園内倉庫

※倉庫までは職員が誘導いたします

対象となる地域の公園

汐井公園内倉庫

機械貸し出し場所

